

平成19年 第2回(定例)由布市議会会議録(第5日)

平成19年6月22日(金曜日)

議事日程(第5号)

平成19年6月22日 午前10時08分開議

- 日程第1 請願について
- 日程第2 報告第1号 平成18年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第3 報告第2号 平成19年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について
- 日程第4 報告第3号 平成18年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 報告第5号 平成18年度由布市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第6 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第9 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」
- 日程第10 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」
- 日程第11 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」
- 日程第12 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて「平成19年度由布市老人保健特別会計補正予算(第1号)」
- 日程第13 議案第50号 由布市湯平温泉事務所条例を廃止する条例について
- 日程第14 議案第51号 由布市営駐車場条例の制定について
- 日程第15 議案第52号 由布市県営土地改良事業分担金徴収条例の制定について
- 日程第16 議案第53号 由布市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第54号 政治倫理の確立のための由布市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第55号 由布市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について

- 日程第19 議案第56号 由布市消防団の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第57号 由布市墓地、埋葬等に関する法律施行条例の一部改正について
- 日程第21 議案第58号 由布市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第59号 由布市スポーツ振興審議会条例の一部改正について
- 日程第23 議案第60号 由布市過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第24 議案第61号 大分県交通災害共済組合理約の変更について
- 日程第25 議案第62号 平成19年度由布市一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第26 議案第63号 平成19年度由布市老人保健特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第27 議案第64号 由布市陣屋の村自然活用施設条例の一部改正について

継続審査分

- 日程第28 議案第29号 県営南庄内地区土地改良事業損失補償について

追加日程

- 日程第1 発議第6号 義務教育費国庫負担制の堅持を求める意見書
- 日程第2 発議第7号 道路整備の促進と予算の確保に関する意見書
- 日程第3 閉会中の継続審査・調査申出書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 請願について
- 日程第2 報告第1号 平成18年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第3 報告第2号 平成19年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について
- 日程第4 報告第3号 平成18年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 報告第5号 平成18年度由布市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第6 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第9 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」
- 日程第10 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」
- 日程第11 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の

一部を改正する条例」

- 日程第12 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて「平成19年度由布市老人保健特別会計補正予算（第1号）」
- 日程第13 議案第50号 由布市湯平温泉事務所条例を廃止する条例について
- 日程第14 議案第51号 由布市営駐車場条例の制定について
- 日程第15 議案第52号 由布市県営土地改良事業分担金徴収条例の制定について
- 日程第16 議案第53号 由布市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第54号 政治倫理の確立のための由布市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第55号 由布市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第56号 由布市消防団の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第57号 由布市墓地、埋葬等に関する法律施行条例の一部改正について
- 日程第21 議案第58号 由布市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第59号 由布市スポーツ振興審議会条例の一部改正について
- 日程第23 議案第60号 由布市過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第24 議案第61号 大分県交通災害共済組合規約の変更について
- 日程第25 議案第62号 平成19年度由布市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第26 議案第63号 平成19年度由布市老人保健特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第27 議案第64号 由布市陣屋の村自然活用施設条例の一部改正について

継続審査分

- 日程第28 議案第29号 県営南庄内地区土地改良事業損失補償について

追加日程

- 日程第1 発議第6号 義務教育費国庫負担制の堅持を求める意見書
- 日程第2 発議第7号 道路整備の促進と予算の確保に関する意見書
- 日程第3 閉会中の継続審査・調査申出書

出席議員（25名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 小林華弥子君 | 2番 高橋 義孝君 |
| 3番 立川 剛志君 | 4番 新井 一徳君 |
| 5番 佐藤 郁夫君 | 6番 佐藤 友信君 |
| 7番 溝口 泰章君 | 8番 西郡 均君 |

9番 淵野けさ子君	10番 太田 正美君
11番 二宮 英俊君	12番 藤柴 厚才君
13番 佐藤 正君	14番 江藤 明彦君
15番 佐藤 人巳君	16番 田中真理子君
17番 利光 直人君	18番 小野二三人君
19番 吉村 幸治君	21番 丹生 文雄君
22番 三重野精二君	23番 生野 征平君
24番 山村 博司君	25番 久保 博義君
26番 後藤 憲次君	

欠席議員（1名）

20番 工藤 安雄君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 二ノ宮健治君	書記 衛藤 哲雄君
書記 馬見塚量治君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	副市長	森光 秀行君
教育長	二宮 政人君	総務部長	小野 明生君
総務課長	秋吉 洋一君	総合政策課長	二宮 正男君
財政課長	米野 啓治君	会計管理者	大久保富隆君
産業建設部長	篠田 安則君	契約管理課長	長谷川澄男君
農政課長	野上 安一君	建設課長	荻 孝良君
水道課長	目野 直文君	健康福祉事務所長	今井 干城君
福祉対策課長	立川 照夫君	健康増進課長	太田 光一君
保険課長	飯倉 敏雄君	健康温泉館長	佐藤 和利君
環境商工観光部長	佐藤 純史君	環境課長	平野 直人君
商工観光課長	吉野 宗男君	挟間振興局長	後藤 巧君
庄内振興局長	大久保眞一君	湯布院振興局長	佐藤 純一君

教育次長 後藤 哲三君 学校教育課長 高田 英二君
生涯学習課長 甲斐 裕一君 湯布院公民館長 佐藤 省一君
消防長 二宮 幸人君

午前10時08分開議

議長（後藤 憲次君） 皆さん、おはようございます。今期定例会も本日が最終日でございます。議員各位には連日の御審議並びに現地調査等でお疲れのことと存じますが、本日もよろしく願いいいたします。

ただいまの出席議員数は25人です。工藤安雄議員が検査のために欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長及び各部長、関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第5号により行います。

議事に入ります前に、議長より一言申し上げます。

13日に行われました一般質問の中で、9番、西郡議員の発言の中に、議員としての不適当な発言がありました。これは宮崎監査委員に対しての質問の中で、由布市土地開発公社の監事就任に対して、その職の辞職を促す中で、「たかだか3万円の金にこだわってね、監事なんちゅう職にとどまらんでください」と発言がありました。このことに対して、宮崎監査委員より私に対して、監査の手法に対しての批判であれば真摯に受けとめるが、3万円のお金にこだわっているというこの発言は、私への侮辱であると思う。いやしくも由布市議会の議会本会議での議員の発言としては、余りにも常識に欠けているのではというお話がありました。

私も議長として、この発言が気になっていましたので、このことを受けて、14日の議会運営委員会の中でお話をしまして、本人から反省の弁も得られませんでしたので、この席でこの発言に対しての、今後このようなことのないように厳重に注意をいたします。そして、私たち議員の発言がいかに自由であっても、議会本会議の中でその発言により相手が侮辱されたと思うような発言は、私たち議員として憤もうではありませんか。議長として皆さんにお願いをいたします。

以上であります。

議長（後藤 憲次君） まず、日程第1、請願についてを議題といたします。

本定例会において付託をいたしました請願3件について、各常任委員長に審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、文教厚生委員長、溝口泰章君。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） おはようございます。

平成19年度第2回定例議会における当委員会に付託された請願1件の審査を行った結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告いたします。

請願受理番号7、件名、義務教育費国庫負担制の堅持を求める請願についてです。

審議に入る前に、委員から、請願の提出者が1市民で提出されておること、また請願内容が国への意見書提出という大がかりな内容であることを考えると、審議の入り口で差しかえすことも考えるべきとの意見が出されて、紹介議員を招聘いたしました。私用で出席できないとの返答であり、請願者の出席も求めました。しかし、請願者も出席できず、代理人が出席してまいりました。

このような経過を踏まえ、差しかえしも含めて審議をいたしました結果を以下御報告いたします。

我が国では、憲法に規定されているように、義務教育無償制度の原則のもとで、国民すべてに教育の機会均等が保障されてきました。また、昨年12月には、教育基本法の改正により、新たに生涯学習に対する位置づけや障害者の支援も加えられました。

それと同時に、義務教育においては、社会の形成者としての基本的な資質を養い、教育水準確保に向けて国は責任を負うようになりました。そして、教育行政に関しては、国は、教育機会均等、教育水準維持向上に関して施策を総合的に策定・実施しなければなりません。地方公共団体においても同様の責務があります。

加えて、国や地方公共団体は、今述べましたような教育の円滑で継続的な実施のために財政措置を講じなければならないとされています。

こうした基本法改正により、教育の振興に資するため、教育基本計画の策定が政府の義務となり、地方公共団体もこれを受けて基本計画を定める努力義務が課せられております。

このようなことから、教育条件や教育水準の充実が見込まれることも想定されることとなります。したがって、一概に地方自治体の財政の厳しさが教育の格差拡大や教育水準の低下につながるとは断定できません。

すなわち、「財政論を踏まえつつ、教育論の観点から義務教育費国庫負担制度の堅持」を要望するのではなく、憲法に基づく義務教育費無償の維持継続の中で、義務教育費国庫負担制の堅持を要望していくことが優先されるべきと考えます。

また、一昨日、6月20日成立した教育改革関連の学校教育法、地方教育行政法、教員免許法の三法が改正されたばかりであります。今後の教育に関する体系的な変化の動向を把握し、義務教育費、あっ、失礼、教育費、「費」が欠落しております。入れてください。義務教育費国庫負担制度を議論していく必要もあると考えます。

よって、本請願は、上記の趣旨についての一部採択といたします。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 次に、建設水道常任委員長、佐藤正君。

建設水道常任委員長（佐藤 正君） おはようございます。

それでは、建設水道常任委員会に付託されました請願、陳情の審査の結果報告を行います。

本委員会に付託の請願2件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告いたします。

まず、審査状況でございますが、日程が平成19年の6月18、19、2日間でございます。審議者は、全委員でございます。

現地調査、1が生活道路（西石松立道）を市道に認定に関する請願について、2、国道210号線・天神橋歩道拡幅及び欄干整備に関する請願について。

委員会は、第3委員会室におきまして、担当課は建設課でございます。

受理番号5、受理年月日、平成19年5月11日、生活道路（通称：西石松立道）を市道認定に関する請願について。

地元自治委員、志手良久氏外関係者、建設課長立ち会いのもと、詳細な説明を受けました。

現地視察を行う中、この里道は、総延長170メートル、幅員2.8から3メートルで、通称西石松立道として地域住民の生活道路として、また通学路として利用されており、市のごみ収集車も通行するなど、大変重要な道路であるとともに、有事の際の救急車両等々の通行も困難を極めているのが現状で、市道としての必要性が十分認められます。

当委員会の意見として、幅員の狭い部分については、将来を見通し、拡幅の際には、地権者との十分な事前協議を行い、取り組みを提言をして、採択といたします。

審査の結果、採択でございます。

次に、受理番号6、受理年月日、平成19年5月25日、件名、国道210号線・天神橋歩道拡幅及び欄干整備に関する請願書について。

委員会の意見といたしまして、請願代表者、池邊静夫氏外関係者立ち会いのもと、担当課より詳細な説明を受けました。

この国道210号線天神橋は、由布市立挾間幼稚園、小学校、中学校の通学路として、また地域住民の生活道路として重要な役割を果たしているのが見受けられます。

この天神橋の歩道幅は98センチ、欄干の高さ80センチ、欄干の基礎幅20センチで、大変狭く、特に自転車との離合が困難で、離合時は子供たちが欄干基礎コンクリートの上に上がり、離合している状態で、欄干も低く、川への転落の危険性も伺われます。

住民の安全性をかんがみると、拡幅の必要性が十分認められます。早急な対策を講じるよう、各関係機関に対し、強く要望するとの見解に達し、採択といたします。

審査の結果、採択でございます。

以上で報告を終わります。

議長（後藤 憲次君） 以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これより審議に入ります。

まず、請願受理番号5、生活道路（通称：西石松立道）を市道認定に関する請願を議題として、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより請願受理番号5を採決いたします。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、請願受理番号5生活道路（通称・西石松立道）を市道認定に関する請願については、委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

次に、請願受理番号6、国道210号線・天神橋歩道拡幅及び欄干整備に関する請願書についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより請願受理番号6を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数です。よって、請願受理番号6、国道210号線・天神橋歩道拡幅及び欄干整備に関する請願書については、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、請願受理番号7、義務教育費国庫負担制の堅持を求める請願についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより請願受理番号7を採決します。この請願に対する委員長報告は一部採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数です。よって、請願受理番号7、義務教育費国庫負担制の堅持

を求める請願については、委員長報告のとおり一部採択することに決定をいたしました。

以上で、請願についてを終わります。

ここで、市長より報告があると求められておりますので、許可します。市長。

市長（首藤 奉文君） 皆さん、おはようございます。健康温泉館の税の件でありますけれども、これまで時効分については返還できないという税務署の主張でございましたけれども、けさほど大分税務署長が見えまして、この時効分についても返還をするということを明言して帰られましたので、皆様方に御報告をいたしていただきます。そういう報告でありました。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第2、報告第1号平成18年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてから、日程第27、議案第64号由布市陣屋の村自然活用施設条例の一部改正について及び先般の平成19年第1回市議会定例会において継続審査となっております、日程第28、議案第29号県営南庄内地区土地改良事業損失補償についてまでの27件を一括議題とします。

付託しております各議案について、各常任委員長にそれぞれの議案審議にかかわる経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、生野征平君。

総務常任委員長（生野 征平君） おはようございます。

総務常任委員会審査報告をいたします。

日時は、平成19年6月18日、19日午前9時からです。場所は、由布市役所庄内庁舎2階会議室、全員出席しております。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

事件の番号、報告第1号、件名、平成18年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について、報告第2号、平成19年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について。

審査の結果、原案を了承しました。

経過及び理由、以上報告2件については、由布市土地開発公社の平成18年度事業報告及び決算諸表の報告と、同、平成19年度の事業計画、予算書、資金計画書の報告案件であります。全員一致で、了承しました。

なお、委員会の意見として、理事会が形骸化されることのないよう、理事構成に当たっては十分検討し、選任することを求めます。

次に、事件の番号、報告第3号、件名、平成18年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について。

審査の結果、原案を了承しました。

経過及び理由、国体準備のためのラグビー場整備や農道整備、市道の改良工事及び災害復旧工事等となっており、理由としては、分割発注のおくれや設計に困難を来したため、また査定が遅延した等となっております。件数は、教育費外10件で2億7,332万8,000円を翌年度へ繰り越すものであります。

財源としては、国県支出金8,636万2,000円、地方債1億7,400万円、一般財源1,296万6,000円となっております。全員一致で了承しました。

次に、承認第3号専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」、承認第4号専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」。

審査の結果、原案は承認すべきものと決定。

経過及び理由、以上承認2件については、地方税法の一部を改正する法律が平成19年4月1日から施行されることに伴い、由布市税条例の一部を改正するもの並びに山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置及び過疎地域自立促進特別措置法第31条の課税の免除または不均一課税に伴う措置がされる場合と省令の一部が改正されることに伴い、由布市税特別措置条例の一部を改正するものであり、全員一致、原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、議案第54号政治倫理確立のための由布市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について。

審査の結果、原案を可決すべきものと決定。

経過及び理由、郵政民営化法の施行及び証券取引法の一部改正により、政治倫理の確立のための由布市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正するものであり、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第55号由布市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について、議案第56号由布市消防団の設置等に関する条例の一部改正について。

審査の結果、原案を可決すべきものと決定いたしました。

経過及び理由、以上議案2件については、消防組織法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであり、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第60号由布市過疎地域自立促進計画の変更について。

審査の結果、原案を可決すべきものと決定。

経過及び理由、由布市過疎地域自立促進計画の交通体系の整備に係る市町村道路事業に蛇口畑

線外2路線を追加し、計画の変更を行うものであります。全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第61号大分県交通災害共済組合規約の変更について。

審査の結果、原案を可決すべきものと決定。

経過及び理由、大分県交通災害共済組合議員の定数及び選挙の方法について、規約の変更を行うものであり、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第62号平成19年度由布市一般会計補正予算(第1号)について。

審査の結果、原案を可決すべきものと決定。

経過及び理由、本補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億578万1,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ141億4,878万1,000円と定めたものです。

当委員会に付託されました補正予算の主なものは、人事異動に伴う人件費の調整及び県の肉づけ予算により、コミュニティ交通支援補助金200万円で行いますバス停表示板整備事業、防災無線再免許申請業務委託料16万4,000円外となっております。

全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会としての審査意見を述べたいと思います。

今回提出の議案については、条例整備の不備や条例改正の見通し、数の不整合、差しかえ等多く見られました。

今後は総務課法規係を充実させ、原課との調整点検を行い、議案書式の統一を図るとともに、議案内容の正確を期するよう求めます。

以上で総務常任委員会に付託されました審査と審議結果の報告を終わります。

議長(後藤 憲次君) 次に、文教厚生常任委員長、溝口泰章君。

文教厚生常任委員長(溝口 泰章君) 請願に引き続いて、報告1件、諮問3件、承認2件、議案6件の審査を行った結果を御報告申し上げます。

審査の状況は、6月18、19、21の3日間、場所は、湯布院庁舎健康管理センター会議室及び庄内庁舎大会議室にて行いました。

出席者は、文教厚生常任委員全員でございますが、申しわけございません、かがみの部分で、あるうことか、後藤議長の名前が欠落しております。申しわけございません。

審査の内容に入ります。本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

まず、報告第5号平成18年度由布市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について。

内容は、平成18年度介護保険電算運用業務のソフト開発が年度内に執行不能なため、19年度に繰り越すものであります。

審議の結果、原案了承すべきと決しました。

続きまして、諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

内容は、人権擁護委員の任期が満了するため、豊岡陽子氏の再任を諮問するものです。

審議の結果、豊岡陽子氏を適任と答申することに決定いたしました。

引き続き、諮問第4号と5号になりますが、3号同様、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

前任者、三重野富久江氏の退任に伴い、新たに半澤秀宣氏を推薦するもの、及び諮問5号においては、前任者、庄討支生氏の退任に伴い、新たに岩尾豊文氏を推薦するものです。

審議の結果、両方の推薦を適任と答申することに決定いたしました。

続きまして、承認第5号です。専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」です。

経過及び理由は、地方税法の一部を改正する法律（平成19年法律第4号）の施行により、国民健康保険税医療分の賦課限度額を引き上げる必要が生じたため、専決処分したものです。

審議の結果、承認すべきと決定しました。

続きまして、承認第6号専決処分の承認を求めることについて「平成19年度由布市老人保健特別会計補正予算（第1号）」です。

経過及び理由は、平成18年度由布市老人保健特別会計で国庫負担金が歳入予算に比べ不足を来し赤字が予想されるため、19年度予算より繰り上げ補てんするものです。

審議の結果、承認すべきと決しました。

続きまして、議案第57号由布市墓地埋葬等に関する法律施行条例の一部改正についてです。

経過及び理由は、宗教法人が経営する墓地等の許可の基準を由布市内に事務所を有する宗教法人に変更するものです。

審議の結果、原案可決すべきと決しました。

次に、議案第58号由布市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

経過及び理由は、由布市の図書館を一元化し、挟間図書館を「由布市立図書館」、庄内公民館図書室を「由布市立図書館庄内分館」、湯布院公民館図書室を「由布市立図書館湯布院分館」とし、オンライン化で蔵書の流通円滑化を図ることなどを主たる目的とした図書館事業を総合的に行うための条例改正となっています。

図書館の一元化は、必要かつ重要な事案であることは承知しています。しかし、以下の点において検討がなされないままの上程であり、再検討の必要を認めるところです。

一つは、由布市総合計画の中での図書館の位置づけと本議案との整合性に関する論拠の提示、二つ目に、社会教育委員会における図書館一元化に関する検討審議、三つ目に、公民館運営審議

会での図書室事業とのかかわりの検討審議、四つ目に、図書館協議会の由布市全域にわたる市民意識の調査検討とそれに基づく調整、五つ目に、国立国会図書館、県立図書館、市立図書館、公民館図書室間でのオンライン化の検討。

以上5点で、細部にわたる調整と合意の形成が認められず、担当課の取り組みの改善が求められます。

否決して最初からしっかりと手順を踏んだ議案上程を求めるべきだとの意見と上記指摘事項の確かな対応がなされるまで継続で審議を続けるとの意見が拮抗しましたが、数度にわたる審議の結果、意見が集約され、継続審査とすべきと決しました。

続きまして、議案第59号由布市スポーツ振興審議会条例の一部改正についてです。

経過及び理由は、体育振興課を廃し、生涯学習課で統合する機構改革に伴う条例の一部改正です。

機構改革については、当初より住民サービスの低下、自治体の特色が消失するなどの危惧感が議会でも噴出しました。機構改革に対する十分な検討が行政の内部で行われないうまま拙速に行われたことが、くしくもこの条例一部改正の上程で露呈されてしまいました。担当課の所管事項も把握できないままに機構改革に急ぐような愚挙は、執行者の恥辱であります。猛省の後、今後の自治体運営に取り組みられるよう、意見を付して原案可決といたしました。

続きまして、議案第62号平成19年度由布市一般会計補正予算（第1号）について。

経過及び理由は、平成19年度由布市一般会計の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億578万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ141億4,878万1,000円と定めるものです。

審議の結果、以下の意見を付して、原案可決すべきと決しました。

本委員会に係る予算の審議に際して、委員会で出された主な意見を申し上げます。

まず、3款民生費3項生活保護費1目生活保護総務費9節旅費15万円ですが、生活保護査察指導員のケースワーカーに必要な資格取得のための特別旅費となっています。ケースワーカーの配置転換で対応するような有資格者の人事の配慮がなされるべきだとの意見です。

次いで、4款衛生費1項保健衛生費5目環境衛生総務費8節報償費についてですが、環境監視員と地球温暖化対策地域協議会を兼ねて14名の委員選出に伴う謝金の増額68万4,000円です。

人口3万7,000人規模の由布市に対して14名では少なく、津久見市や中津市などでは30名から40名の構成となっています。

これに関連しますが、由布市においても、分別収集が緒についたばかりのこのときにこそ、地球温暖化とごみの関連を行政と市民が共通認識し、由布市挙げて環境問題に対する積極的取り組み

みを行い、ごみ処理先進自治体の評価を得るような運動が不可欠だと考えます。

環境監視員に限らず、市職員こぞってのリーダーシップに基づいた市民個々人のレベルで環境問題に取り組めるような体制づくりを行う予算措置の必要を認めます。

次に、19節負補交の施設整備事業補助金、新規の228万円ですが、庄内町上淵時山水道組合への給水事業補助金です。資料によれば、水質検査が19年3月23日に報告されるが、工事の見積りは3月15日に出されているなど、本来の補助金申請の手順とは逆になっていること、基準値を超える体に有害な物質の含有で「緊急対応だ」ということだが、17年10月に既に基準値を超えるマンガンが検出されいながら、現在まで持ち越されたこと、見積りの提出が1社のみであること等々、行政の対応に怠慢と言わざるを得ない点が散見されます。

慎重な対応を当たり前に行う姿勢が必要であることを自覚願いたいと思います。

次に、10款教育費1項教育総務費2目13節委託料、小学校英語教育ステップアップ事業、キャリア教育連携推進事業で229万9,000円です。それと、及び6項社会教育費1目社会教育総務費の「地域協育振興事業」に係る総額1,000万円の2点に関しては、100%補助のモデル事業であるのですが、漫然と行うのではなく、調査・研究・実践を通じた具体的成果を上げて、今後の由布市の教育に生かしていく実効ある事業としていくことが肝要であることを申し添えておきます。

また、同じところの19節の負補交、自治公民館等整備補助金463万円に関してですが、それ以前に公民館建設の補助交付に際し、本委員会では誤った審議により、エアコンの設置まで含めた建設予算に対しての補助交付を認めてしまった経緯を報告し、謝罪しなければなりません。

その内容ですが、「由布市自治公民館等整備補助交付規則」では、第3条で補助金対象が建築物のみを対象とすることになっていますが、以前の公民館の建設見積りを提出させて審議することなく、エアコンを含んで算出されたと思われる工事費総額に対する補助金を認めてしまったということです。

この件に関しましては、改めて皆様に善後策についてお諮りしなければなりません。今回の「サニータウン挟間自治公民館」の建設補助交付についても、同様の過ちを犯すところでした。規則にありますように、補助金は建築物のみを対象とする限り、「サニータウン挟間自治公民館」は、エアコンを除いて改めて補助額を算出するべきと考えます。

本委員会の過ちを棚に上げず、反省を込めて謝罪とともにこの補助金の執行を凍結すべきといたします。

次いで、議案第63号平成19年度由布市老人保健特別会計補正予算(第2号)についてです。

経過は、平成19年度由布市老人保健特別会計に過年度収入2,378万1,000円を繰り入れて、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ48億8,554万6,000円と定めるものです。

審議の結果、原案可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第64号由布市陣屋の村自然活用施設条例の一部改正についてです。

経過は、陣屋の村自然活用施設のうち、歴史資料館の管理運営を教育委員会が行うため、条例の一部を改正するものです。

審議の結果、以下の意見を付して原案可決すべきと決しました。

今議会において、管理運営上は条例整備がなされたものの、歴史資料館の今後のビジョンが明確に示されないままであり、将来的な歴史資料館のあり方を関係各課で協議し、指定管理者制度の適用も含めて方向性を樹立していくよう申し添えます。

また、先ほどの総務委員会の意見同様、条例整備の不備、条例改正の見落とし、数の不整合、差しかえ等、当委員会においても多く見られました。総務課の法規係を充実させるだけでなく、担当課の精査も必要があります。心して議案の上程に臨まれるようお願いを申し上げて、委員長報告を終わります。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 次に、建設水道常任委員長、佐藤正君。

建設水道常任委員長（佐藤 正君） それでは、建設水道常任委員会の審査報告を行います。

本委員会に付託された議案3件の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告をいたします。

審査状況でございますが、日程が平成19年6月18、19、20日の3日間でございます。審議者が、私と佐藤議員、工藤議員、吉村議員、利光議員、藤柴議員の全委員でございます。

現地調査でございますが、平成19年6月18日、議案第51号市営駐車場条例の制定について、湯布院町内の駐車場を調査、確認をいたしました。

委員会は、第3委員会室でございまして、担当課は、建設課、水道課、契約管理課、各関係課長並びに担当者同席のもと説明をいただきました。

また、水道課におきましては、案件はございませんでしたけれども、現在の給水状況、今後の取り組みについて説明をいただきました。

議案第50号由布市湯平温泉事務所条例を廃止する条例について、審査の結果、原案可決でございます。

経過及び理由でございますが、担当課から詳細な説明を受けました。

この施設については、当初の機能を有しなくなり、地元の組織が湯平活性化の取り組みとして、湯平温泉事務所の用途を変更して、共同浴場として一体的に整備をしていることから、普通財産とすることで県の補助事業が受けやすくなること、さらには、地元との協議もなされていることなどから、当委員会で慎重な審議を重ねた結果、全会一致で原案可決といたします。

議案第51号由布市営駐車場条例の制定について、審査の結果は、原案可決でございます。

経過及び理由でございますが、この条例は、使用料金の規定が漏れていたことによる補完が主なものであり、委員会で現地調査を行い、慎重な審議を重ねて結果、全会一致で可決といたします。

なお、無料駐車場を本条例に規定することの妥当性については、料金見直しも含めて、今後検討することを要望しておきます。

次に、議案第62号平成19年度由布市一般会計補正予算（第1号）について、審査の結果は、原案可決でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億571万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ141億4,878万1,000円と定めるものです。

当委員会に関する案件について、各担当課より詳細な説明を受けました。

歳出の主なものとして、8款土木費2項13節委託料1,340万円の主なものとして、長湯庄内湯平線橋梁補修設計610万円、前徳野岳本線用地測量委託（踏切部門）150万円、日出生台塚原線580万円。

15節工事請負費4,197万円については、長湯庄内湯平線橋梁補修2,197万円、前徳野岳本線改良2,000万円が主なものであります。

なお、8款土木費1項19節、市道草刈り補助金215万円については、当初予算審議の中で同僚議員より再三必要性が指摘されたにもかかわらず、行財政改革の折、市民の協力を願うとの答弁でありましたが、市民の強い要望との理由づけで、今補正予算に計上されていることは、大変遺憾であり、議会軽視とも言わざるを得ません。

担当課も、こうしたことを真摯に受けとめ、今後予算計上を行う場合には、十二分に配慮することを忠告し、全会一致にて原案可決といたします。

以上で建設水道委員会の報告を終わります。

議長（後藤 憲次君） 次に、観光経済常任委員長、西郡均君。

観光経済常任委員長（西郡 均君） 観光経済常任委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、報告いたします。

まず最初に、さきの定例会から継続審査になっておりました議案第29号県営南庄内地区土地改良事業損失補償について、その審査の経過と結果について報告いたします。

本委員会は、4月13日に庄内庁舎の第1会議室において、委員全員が出席し、継続審議になっていた議案第29号県営南庄内地区土地改良事業損失補償についてを審査しました。

旧庄内町役場でこの損失補償にかかわっていた担当の佐藤課長あるいは工藤課長補佐に出席いたいて、この件についての詳細な説明をしていただきました。

しかし、両人とも2004年4月に耕地課の担当になったが、詳しい状況についてはほとんど承知していないことがわかりました。

また、関係資料等もありませんでした。結局、今となっては、「どうして当事者死亡のまま県営南庄内地区土地改良事業に参加させ、償還を放置していたのか」、原因の究明は困難なことを思い知らされました。

工区の責任者も死亡者の分まで返済する気はなく、行政も農協もそのことについてきちんと話し合った形跡は全く見られません。

本委員会は、死亡者を貸し付け相手に土地改良事業を行った責任が農協に全くないとは言えないと考え、延滞利息を含む県営南庄内地区土地改良事業損失補償についてを否決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案52号由布市県営土地改良事業分担金徴集条例の制定について、議案53号由布市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について、その審査の経過と結果について報告いたします。

本委員会は、6月18日、挟間庁舎議会第1委員会室において、委員全員出席のもと、議案第52号、また議案第53号を提出した農政課から説明のため、担当職員に出席していただきました。これまで事業の設計から工事費にかかわる経費の分担金を徴集していましたが、今後は市が全額負担していた事業計画の認可にかかわる経費の一部負担を地元をお願いすることになりました。

審査の結果、全員一致で原案を、両議案、52号、53号を可決すべきものと決定をいたしました。

最後に、議案第62号平成19年度由布市一般会計補正予算（第1号）について、その審査の経過と結果について報告いたします。

6月18日、挟間庁舎第1委員会室において、委員全員出席のもと、議案62号平成19年度由布市一般会計補正予算（第1号）について、当委員会が所管する商工観光課、農業委員会、農政課から説明のため職員に出席していただきました。

補正予算は、新年度の人事異動に伴う人件費関係の増減が主なものです。新規事業については、林業費の南由布堂面公園の枯れ松伐採、イノシシ捕獲にかかわって犬の死亡・行方不明が挟間・庄内でもあったことから、その補償金、さらに水産業費として、大分県の内水面フォーラムが、ことしは大分川の同尻で行われることになったことから予算計上しております。

観光費では、城ヶ原農村公園が指定管理者に変わったので、関係費の減額が行われました。しかし、その中で既に生涯学習課で予算化し、契約管理課で一括入札に付された芝管理費の年度途中の予算分割は、指定管理との関係でも、また一括入札の処理方法でも、類似施設の日常的な管

理方法等も統一されておらず、このことだけを分離するにしても、事前の連絡調整が不十分のまま行われていると思います。慌てて今議会で補正する理由もないことから、芝管理に係る113万6,000円の金額については留保することにいたします。

審査の結果、芝管理に係る113万6,000円の金額を留保し、これは予算措置したこと自体のことを言っています、残余の補正予算については、委員全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（後藤 憲次君） 以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

審議に入る前に、先ほど全員協議会の中で説明いたしました給与明細書の差しかえを認めます。ここで休憩をいたします。再開は11時10分から再開をいたします。

午前10時58分休憩

.....
午前11時12分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。

これより審議に入ります。

まず、日程第2、報告第1号平成18年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてを議題として、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。西郡均君。
議員（8番 西郡 均君） 理事会が形骸化されているという御指摘も総務委員会の中で明らかになって、結論が出たようでございますけども、こちらが幾つか指摘して、調べますとなっていた部分が委員会で報告されているかどうかについて確認したいんですが、いわゆる土地の面積の数値が諸帳簿と会計処方の中で違っているという部分について、どういうことになったのか、委員会での報告をお願いしたいんですが。

議長（後藤 憲次君） 総務常任委員長。

総務常任委員長（生野 征平君） 今回、西郡議員の数々の指摘は、まさにそのとおりだと思いますけども、この修正内容が理事会の議決結果を大きく曲げるとか、それによって覆るとか、そういうことではないので、委員会としても西郡議員の数々の指摘はすべて審議をして、担当にも今後このようなミスのないようにということは十分委員会の席で注意しております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） ほかに。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） それじゃ明細と明細表のどっちに合わせたのかわからんのですけども。

議長（後藤 憲次君） 総務常任委員長。

総務常任委員長（生野 征平君） 公用地の面積のことですか。こういう面積の数字違いは、こういうあれじゃなくって、やっぱり質疑の時間にしっかり質問していただきたいんですが。

言うなれば、南由布駅前の用地が2,461.44平方メートルですね、下湯平が1万2,509.00平方メートル、この面積が正しい面積です。これ両方に記載されておりましたので、今の面積が正しい面積です。

以上です。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

討論を省略し、これより報告第1号を採決します。本案に対する委員長報告は了承です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり了承されました。

次に、日程第3、報告第2号平成19年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） これも1点だけお伺いします。

支払い利息18万円が長期借入金償還金とダブっている部分については、どういうふうな結論になったのか、教えていただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 総務常任委員長。

総務常任委員長（生野 征平君） この件に関しては、担当事務局長から詳細な説明を受けました。この1,854万円というのは、この土地の価値であります。ですから、あとの18万円については、金融機関に毎年払っていく利息、そういうふうな説明を受けております。

ですから、ダブったという、そういう計上の仕方ではないと、そういうふうに説明を受けました。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） それは説明がでたらめなんです。明細表の中にきちんと書いているように、18万円掛け3年分、54万円という。そして償還金が1,800万円という、別々に記載されています。そういう内訳表が載っているわけですから、こんな明らかにその報告を受けて、はい、わかりましたと納得するようなことでは、こりゃ到底承服しかねる。土地開発公社の理事長、理事会も悪いけども、それを検討する総務委員会ももうちょっと慎重にやってもらいたいと思います。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑を終わります。

討論を省略し、これより報告第1号を採決します。（発言する者あり）（「第2号です。間違いです」と呼ぶ者あり）討論ありますか。西郡均君。反対の討論をお願いします。

議員（8番 西郡 均君） 反対の討論。先ほどずっと座ったままだったんですけども、計画書そのものなんですけども、今お聞きしたように、支払い利息18万円と長期借入金償還金1,854万円の解釈そのものも、そういうふうないいかげんなことで済まされるようなことでは大変です。

したがって、先ほども指摘しましたけれども、やっぱり第1番は、何といても、理事会の形骸化している問題を指摘したいと思います。

二つ目は、市長、副市長、議長、副議長が理事の中に入って、そしてプラス課長の構成というのは、どう見てもおかしいんですね。責任職の部長たちがきちっとその重責を担うというのならわかりますけども、こういう理事会の構成というのはいかがなものかというふうに思います。

そして、最も注意すべき、審査の立場にある議長、副議長、監査委員などがこういう役職に名を連ねるちゅうのはもう言語道断です。ちいとやかましく言われたからちゅうて、事務局や議長に泣きつくようなことじゃ話にならん。

監事は内部監査にふさわしい人をきちっと選んでください。そして、監査委員については、出資団体監査が監査委員の仕事としてできるように保障してあげてほしいというふうに思います。

以上の点が、不十分なこの土地開発公社の計画については断じて認めるわけにはまいりません。以上です。

議長（後藤 憲次君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで討論を終わります。

これより報告第2号を採決します。本案に対する委員長報告は了承です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり了承されました。

次に、日程第4、報告第3号平成18年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより報告第3号を採決します。本案に対する委員長報告は了承です。本案

は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり了承されました。

次に、日程第5、報告第5号平成18年度由布市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより報告第5号を採決します。本案に対する委員長報告は了承です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり了承されました。

次に、日程第6、諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより諮問第3号を採決します。本案に対する委員長報告は適任との答申です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり答申することに決定いたしました。

次に、日程第7、諮問第4号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより諮問第4号を採決します。本案に対する委員長報告は適任との答申です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり答申することに決定いたしました。

次に、日程第8、諮問第5号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより諮問第5号を採決します。本案に対する委員長報告は適任との答申です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり答申することに決定いたしました。

次に、日程第9、承認第3号専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより承認第3号を採決します。本案に対する委員長報告は承認です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第10、承認第4号専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより承認第4号を採決します。本案に対する委員長報告は承認です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、日程第11、承認第5号専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより承認第5号を採決します。本案に対する委員長報告は承認です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認することに決定をいた

しました。

次に、日程第12、承認第6号専決処分の承認を求めることについて「平成19年度由布市老人保健特別会計補正予算（第1号）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより承認第6号を採決します。本案に対する委員長報告は承認です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第13、議案第50号由布市湯平温泉事務所条例を廃止する条例についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第50号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第51号由布市営駐車場条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 別表の名称が括弧書きはあり得ないことを指摘したわけなんですけども、委員会の中ではどういうふうに議論されたのか、結果を教えてくださいと思います。

議長（後藤 憲次君） 建設水道委員長。

建設水道常任委員長（佐藤 正君） その辺については審議はいたしておりません。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） せっかく本会議で言って、そして委員会をお願いしたいというふうをお願いしたわけですから、やっぱりきちっと委員会で議論をしてほしいというふうに思います。

ちなみに、括弧してしまえば、正規の名称、上の野田駐車場というのが該当するんだというふうに思いますけども、ちょんちょつとかね、そういうのじゃなくて、きちっと野田駐車場は全部書くと。そして1号、2号、3号も車種のところに書くんじゃなくて、やっぱり駐車場の名称のところにきちっと表記すると、そういうふうにするような指導が委員会でなされたものというふ

うに思っていたんですけども、非常に残念です。答弁は要りません。

議長（後藤 憲次君） 答弁は要らないですか。（「要らない」と呼ぶ者あり）ほかにありませんか。これで質疑を終わります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 討論なしと認めます。

これより議案第51号を採決します。

本案に対する委員報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第52号由布市県営土地改良事業分担金徴集条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第52号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第53号由布市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第53号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第54号政治倫理確立のための由布市長の資産等の公開に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第54号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第55号由布市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第55号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第56号由布市消防団の設置等に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第56号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第57号由布市墓地、埋葬等に関する法律施行条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 本会議の質疑のときにもちょっと申し上げたんですけども、この墓地の経営者と設置者が同じ場合であるときはいいけれども、もし違った場合には、この条文で不備があるのではないかということで、「設置及び経営」という文字を入れた方がいいのではないかという提案をしたんですが、その件について委員会の方ではどう審議されたんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 文教厚生常任委員長。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） 1番議員の質問にお答えします。

設置と経営が相違する場合ということでございますが、詳細な説明を受けましたときに、設置者が必ず経営をするようになっているという縛りがございますので、イコール関係であるというふうに理解されます。

そういうことでその峻別は必要がないという結論でございます。

議長（後藤 憲次君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

討論を省略し、これより議案第57号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第58号由布市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案に対する委員長報告は継続審査です。本案は委員長報告のとおり継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号は委員長報告のとおり継続審査とすることに決定をいたしました。

次に、日程第22、議案第59号由布市スポーツ振興審議会条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

これより討論を省略し、議案第59号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第23、議案第60号由布市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 総務委員長報告では、交通通信体系の整備にかかわる市町村道路事業というふうになっています。議案は交通通信系の整備にかかわるとなっているんですね。それについて、委員会でミスプリで修正があったんかどうかわかりませんが、本会議の場では何もありませんけども、どういうふうになっているのか、教えていただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 総務常任委員長。

総務常任委員長（生野 征平君） 西郡議員にお答えをいたします。

これは今御指摘のように、「体」という字が抜けておりました。委員会でもそのことは指摘しております。結果は、3路線の追加計画の変更はもう正しいので、委員会として、今後議案の書式の統一をしっかりと図れと、そういうことで今後は十分気をつけてくださいということで委員会は結論づけております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 議案自体が議案になっていないということも指摘したわけなんですけども、その点については、そういったことも含んで次回から改めるという意味なんですか。

議長（後藤 憲次君） 総務常任委員長。

総務常任委員長（生野 征平君） そうです。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 討論を終わります。

これより議案第60号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第24、議案第61号大分県交通災害共済組合規約の変更についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第61号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第25、議案第62号平成19年度由布市一般会計補正予算（第1号）についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 当初予算で各課ごとの人数が削除されていました、予算書からですね。そして、この問題を通告しておりましたら、財政課の方から人数の一覧表が手元に届きました。

今回補正予算で異動があったのだから、それぞれ各課ごとの人数を改めて提出するようと言ったら、先ほどのように、座席表を配るからそれでいいじゃないかというようなことになっています。言われたらきちんと、前回配ったわけですから、人数を差し引きすればいいわけですから、

簡単にできるわけです。そういう手を抜かず、きちっと書き直して、各課ごとの。そして、改めて提出するようにお願いしたいと思います。

なお、そういうふうと言われて、座席表で認めてしまうという委員会も、私どうかと思うんですけども、それは委員会の立場ですから、答弁は別に要りません。

議長（後藤 憲次君） ほかに質疑、吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） 文教厚生委員長と観光経済委員長にお尋ねをしたいと思います。

それぞれ報告の中に、保留とか一部採択ですか、そういう文言があるわけですが、委員会におけるそうした判断が解除といいますか、そういうものを認めますよという判断基準をいかに考えておるのかということをお聞きします。

それから、補正予算（第1号）ですけども、これからの議会において、補正予算第2号、第3号と、これが報告をされると思います。

そうした中で、先ほど市長の冒頭の中で、消費税問題がございました。恐らく消費税の還付金も歳入の中で計上されると思います。大変よかったなと思っているんですが、当時、町長、助役、担当の職員2名が処分を受けておると、こういう処分の取り扱いについても、補正予算を報告する中で対応をぜひ市長にはお願いをしたいと思います。この2点だけ、常任委員長、お答えいただきたい。

議長（後藤 憲次君） 文教厚生委員長。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） お答えいたします。

凍結ということで委員会の意見を述べましたのが、自治公民館等整備補助金463万円だというふうに認識しますが、これを凍結すべきというふうに報告いたしました理由も、先ほど委員長報告の中で申し上げましたように、規則で基準が決められていて、それにそぐわない決定の額の算出方法ですので、当然このまま執行停止を望むところでございますから、予算、62号一般会計補正予算全体を否決するというわけにはいかないんじゃないかという委員会の中での話で、凍結という言葉で、この部分だけをもう一度諮るべきだというふうに意見を集約したところでございます。

議長（後藤 憲次君） 観光経済常任委員長。

観光経済常任委員長（西郡 均君） 凍結と言っても、生涯学習課に既に予算がそれ以上のものが計上されていて、契約も済んで、当委員会は、その金額を移したんですけども、別に生涯学習課から減らしているわけじゃないんで、凍結ちゅうたって全然意味がないんでね。うちの場合は保留、留保ということにしました。

要するに、そういう予算計上の仕方がいいのかどうかということ、先ほども申し上げましたように、いろんな公園があります、湯布院の中でも公園管理、庄内の方の公園管理、挟間の公園

管理、それぞれが皆手法が違うんですね、管理の仕方が。そういうことを含めて全体的に検討した経過も見られないし、ただ単に庄内町の方だけ、これは言いにくいことなんですけども、議会から指摘されたから分割したというふうに言っているんですけども、議会から事務局に調べさせたんですけども、議会がそれを指摘した部分はどこにも出てこないんでね。

そういう言動も含めて、これは予算分割がどうだったのかということ再度改めて検討、私たち自身もするし、執行部もそれをしてもらう。当然9月議会には生涯学習課の予算を減額するというふうに当局も言っているわけですから、それまでにそういう全体的なこと、要するに、先ほど皆さんからも出されましたけども、指定管理者に契約に付するときも、そういう概要についてはほとんど熟知しないままそれが行われとったということで、それらについてもやっぱりきちっと精査すべきだということになりました。それでお時間をいただきたいということで留保にいたしました。

議長（後藤 憲次君） ほかに。三重野精二君。

議員（22番 三重野精二君） 同じく文教厚生委員長の並びに観光経済の委員長に御質問をいたします。

ただいまの件であります、これ指定者管理のときから、この件については、2委員会がやはり十分なる審議を私はそのときに、もう言っても仕方ないと思うんですけども、尽くしてないところがやはり尾を引いているような感じがいたします。指定者管理のときに、この問題はこの範囲においてだれしませんが、私はその芝管理に至るまでがああ「ゆふのA I」ですか、そこに私は出されたものというふうに、ほかの者は十分そのように理解をしておったと思うんです。がゆえに、今回このような問題が、いや、そのときに入ってなかったということからこういうことになっておると思うんですが、今回の委員会でこの指定者管理にこの問題を分離をした理由、いろんな形での過去の両委員会の審議の経過を踏まえて、そのことが今回の委員会で論議をされたのかどうか、双方お聞きをしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 文教厚生常任委員長。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） お答えします。

議論はいたしました。そして、書類の提出で、協定書と細かく分ける仕様書という二つの照らし合わせをいたしましたところ、指定管理を出して、指定管理が決定した後で、仕様書の方で芝の広場のみは除外するという文言が入ってきていたことを発見いたしまして、指定管理決定後の変更である旨がわかりました。

ただし、私どもの文教厚生委員会として、その旨をどういうふうに議会にもう一度戻して話すのかということを検討いたしたところでございますけれども、観光経済との兼ね合いがございますので、両委員会でもう一度諮らなければいけないというふうにまとまった現段階でございます。

す。

議長（後藤 憲次君） 観光経済常任委員長。

観光経済常任委員長（西郡 均君） 三重野議員の指摘でこの観光経済常任委員会もそのことについて議論いたしました。先ほど文教委員長が言われたように、3月28日という期日ですね、追加記入がなされているということで、我々もこういうやり方がどうなのかということで、きちんと皆さん検討したいということで留保という立場をとったわけです。

それにしても、多くの示唆を三重野議員からいただいたことに感謝を申し上げます。今後ともよろしく願いいたします。（笑声）

議長（後藤 憲次君） ほかに質疑ありませんか。1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 2点、観光経済委員長、あと文教厚生委員長にお伺いします。

今の御答弁に関してなんですけれども、その仕様書にその芝の部分を除くと書かれていたということで、指定管理者の管理に入れないということを確認されたようなんですけれども。であれば、質疑のときに申しあげましたけれども、例えば、分筆して由布市の公園としての登記、それから設置条例みたいなものが必要ではないかと思いますが、そこら辺の指導をされたのかということと。

もう一つは、留保の中身なんですけれども。ということは、少なくともこれを業者に芝の委託管理をさせると。これが既にもう入札、契約済みであるということで、今回、観光費の方に増額分だけを計上しているのを留保した場合に、結局留保した後どうするのかなんですけれども、最終的に教育費の方で契約管理を出すのか、それとも、このまま留保した後に、そこら辺の状況がわかった段階でこの商工費の方で契約料を出すという措置をとるのか、どちらが適切だというふうに指導されたんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 観光経済常任委員長。

観光経済常任委員長（西郡 均君） そこ辺の関与するような余地はもう全くないんですね。もう既に三重野議員からも教えていただいたように、入札も完了されて、契約も済んでいる。そして、当該の「ゆふのA I」さんも、そのことについては十分御承知して、それに見合うかわりの、自分たちの負担すべき、浄化槽の清掃等いろいろ出しているみたいです。そういうことを考えた場合に、これ以上こっちはいろいろやるんじゃないかと、今回の予算計上の仕方がどうだったのかということについて、委員会としては精査するというだけのことです。執行停止やその他いろいろなものには含まれているわけではありません。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。文教厚生委員長。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） 一つ確認しとかなきゃいけないんですけれども、私どもの委員会でも、観光経済と同じように判断をいたしまして、その後が大事であると。すなわち、

今後「ゆふのA I」さんが芝の広場の管理ができるようになるように行政は指導をしていき、近い将来あの広場も含めた全面的な指定管理を受けるだけの力を備えるべきであるというふうな執行部に対する意見の表明はいたしております。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 討論なしと認めます。

これより議案第62号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第26、議案第63号平成19年度由布市老人保健特別会計補正予算（第2号）についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第63号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第27、議案第64号由布市陣屋の村自然活用施設条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第64号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第28、議案第29号県営南庄内地区土地改良事業損失補償についてを議題として質疑を行います。

本案は前期定例会で観光経済常任委員会に付託され、継続審査となっております議案です。質

疑ありませんか。7番、溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） 観光経済委員長にお聞きします。

このように否決という形で結論が出た場合、償還に関して農協の責任がどうなるのかということと、死亡者以外に土地改良事業の受益者である当事者の方々に係る償還義務がどのように扱われるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 観光経済常任委員長。

観光経済常任委員長（西郡 均君） 農協はかわりに立てかえて全部支払いを済ませますから、農協と市との関係だけです。

したがって、農協に入ってこない、この個人Aさんの分について、市が債務保証しているわけですから、全額返してくれというのが、御承知のように、200何十万円です。延滞利息も含めて、当初900万円という金額だったんですけども、それは余りだということで、560万円にまけていただきましたけど。それでも既に償還が終わっている金額で、元金だけでも返せばいいじゃないかと、とてもじゃないけど、中身がそういうとても催促できるような内容じゃないかと。そして、そういう議論で、ほかの連帯保証人については、口頭では、口頭ではと言うか、対個人と団体との関係では、連帯して責任を負うみたいな文書はあるみたいなんですけども、既存の残っている書類では、農協と取り交わした債務保証契約しか残っていないんですよ。

だから、そういう点でいえば、原資料がほとんどもうどこにあるか、意図的に隠しているかもしれないんですけども、それは私にはわかりません。

だから、そういう点でいえば、資料も現在それにかかわった人たちの意見を聞いても、ほとんど確たることがわからない状況のもとでは、関係者に返済を求めるということは事実上不可能で、団体の代表者にも来ていただきましたけども、当初からそれはそのままでもいいんだという役場の指導だったということで推移しています。

そういう責任者の方も既に死亡したり、あるいは退職されて農協の組合長になっている方もいるようでございますから、そういう点でいえば、もっとしっかりした調査も必要かと思えますけども、それ以上のことはせんさくはできないということで、当委員会としては否決ということにいたしました。

なお、予算も昨年度の予算であり、出納閉鎖も5月31日ですか、終わっておることですから、別に可決したって何も意味もなくなってしまうので、否決で皆さんお願いしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） ほかに。三重野精二君。

議員（22番 三重野精二君） 観光経済の委員長にお伺いしますが、このうちの、今の報告内容を見ましても、現関係ある課長にお聞きをしますが、詳しいことを知った証人がいないということでありました。

しかしながら、その以前のそれに担当した者は私はいると思うんですよ。それを委員会に招集をして、もう少し具体的な話を聞いた上での結論を私はやっぱり出すべきだというふうに思います。

なお、ただ委員会で否決というような簡単な2文字で片づける私は問題でないと思うんですよ。これはどっちか言いますと、市が払うのか、農協が泣くのかというような問題にかかわることだと思うんですが、農協にしましても、これやはり組合員がそのもとにおるんですよ。そういう組合員が、いや、農協が泣けということに対して理解がいくかということに対しては、少なくとも明らかなやっぱり説明がされない限り、いずれにせよ、私はやっぱり解決のできる問題じゃないと思います。それだけに、なぜ否決というような、そういう極端な形をとったのか、もう一度継続しながら、その真意は私はやっぱりお諮りする必要が、私はこの問題についてはあるんじゃないかと。我々もさっきのお答えだけでは、どうも否決をする材料にはまだまだ値をしないというふうに私は考えておりますので、なぜ委員会が早急にそういう問題を、十分に継続という言葉が出なく、否決という問題に持っていったのか、再度お答えをいただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 観光常任委員長。

観光経済常任委員長（西郡 均君） 確かに言われるように、それにかかわった課長、職員、何人かおられます。退職している方を招聘すれば、それはできるんですけども、既に我々ができる範囲として、役場の中にある書類の提出、それらをすべてやった後でそういう人においていただくならいいけども、どうなっているのでしょうかということで相手を呼ぶちゅうのは、非常にちょっとこちらとしても、そこまでやってどうかという議論になりました。それよりも、むしろこういう経過で延滞利息も含めて500何十万円払えという向こうの要求には応じられないということで、きちっと意思表示を先にすべきじゃないかと。そうすれば、改めて執行部の方が新たな提案を9月議会にしてくるだろうと、そのときに再度そのことについて精査をするということになりました。

以上です。大変理解しにくいと思いますけど、それで御了承いただきたいんですが。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決します。本案に対する委員長報告は否決でありますので、原案について採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立4名〕

議長（後藤 憲次君） 起立少数であります。よって、本案は否決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は13時に再開をします。

午前11時57分休憩

午後1時00分再開

議長（後藤 憲次君） それでは、再開いたします。

追加日程第1．発議第6号

追加日程第2．発議第7号

追加日程第3．閉会中の継続審査・調査申出書

議長（後藤 憲次君） お諮りします。お手元に配付しております追加日程についてですが、本日、議員発議として発議第6号及び発議第7号並びに各委員会からの閉会中の継続審査・調査申出書が提出されております。

ついては、この提出案件3件を日程に追加し、追加日程第1から第3として議題にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。よって、発議2件及び閉会中の継続審査・調査申出書の3件は、追加日程第1から第3として議題とすることに決定をいたしました。

まず、追加日程第1、発議第6号を上程します。

提出者に提案理由の説明を求めます。7番、溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） 発議第6号義務教育費国庫負担制の堅持を求める意見書、上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。平成19年6月22日、由布市議会議長後藤憲次殿。提出者は、私以下、文教の委員全員でございます。

提案理由は、子供たちに教育機会均等と教育水準を保障するため。

内容の文面につきましては、裏面のとおりでございます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 次に、追加日程第2、発議第7号を上程します。

提出者に提案理由の説明を求めます。13番、佐藤正君。

議員（13番 佐藤 正君） それでは、発議第7号道路整備の促進と予算の確保に関する意見書、上記の意見書を別紙のとおり会議規則（平成17年議会規則第1号）第14条の規定により提出します。平成19年6月22日、由布市議会議長後藤憲次殿。提出者は、私と建設水道全

委員でございます。

提案理由でございますが、地方の道路整備を計画的に進めるよう、安定的な財源を確保するため。平成19年6月。

裏面は、省略をさせていただきます。

以上で終わります。

議長（後藤 憲次君） 以上で発議2件の提案理由の説明が終わりました。

これより審議に入ります。

追加日程第1、発議第6号義務教育費国庫負担制の堅持を求める意見書についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより発議第6号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第2、発議第7号道路整備の促進と予算の確保に関する意見書についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより発議第7号を採決します。本案は原案のとおり決定すること賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第3、閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

お手元に配付しておりますように、各常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から会議規則第104条の規定により、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定をいたしました。

議長（後藤 憲次君） 以上で今期定例会の議事日程はすべて終了をいたしました。

議長（後藤 憲次君） 市長、閉会のあいさつ。

市長（首藤 奉文君） 閉会のごあいさつを申し上げます。

平成19年第2回の定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

6月11日に開会いたしました今期定例会は、本日をもって閉会となりましたが、議員皆さん方には、12日間すべての議案につきまして慎重に御審議をいただきまして、大変ありがとうございました。心からお礼を申し上げます。

さて、今回の定例会では、人権擁護委員の推薦につき意見を求める諮問3件、承認案件4件、議案第58号の由布市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正を、継続審議になりましたけれども、除く全議案を原案のとおり可決をいただきまして、本当にありがとうございました。

さらにまた、この議会中にはさまざまな角度からの御指摘、また御提案などをいただきましたが、これまでの再三の指摘にもかかわらず、また再度指摘をされるという事項もございまして、私としても心から反省をしているところでございます。この点につきましては、この議会終了後、全職員を挙げて再度取り組んでまいりたいというふうに決意を新たにしているところであります。

私として、御意見につきましては、本当に真摯に受けとめて、正すべきところは正、また議員皆さんを初めとして、市民の皆さんの負託にこたえられるよう、さらに努力をしております。

最後になりましたが、これからいよいよ本格的な夏シーズンを迎えることとなりますが、議員皆様方には健康に御留意をされ、議員活動に御活躍されることを心から念じながら、閉会のお礼のごあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。

議長（後藤 憲次君） それでは、議長より閉会に当たり一言お礼のごあいさつを申し上げます。

6月11日より本日までの12日間、今期定例会における議事運営に御協力を賜り、まことにありがとうございました。今議会では、報告4件、諮問3件、承認4件、議案15件、請願3件のすべての議案を議員各位の終始極めて真剣な御審議をいただき、まことにありがとうございます。

執行部をお願いいたします。各常任委員長長の報告にもありましたように、議案の提出に当たりましては、今後、部課内はもちろん、連帯でその内容を十分検討をして提案をしていただきたいと思います。

また、今定例会を通して、議員各位から述べられました一般質問あるいは議案質疑などの意見、要望につきましては、今後の行政運営の中に反映させていただくよう、強く要望をいたします。

さて、9月議会までに各常任委員会ごとの研修が計画されているようですが、目的を持った研修計画により十分な研修成果を上げられますように御期待をいたします。

さて、いよいよ本格的な猛暑の季節となりますが、議員各位には健康に十分御留意の上、議員

活動にお励みいただきますようお願い申し上げまして、閉会に当たりましてのお礼のあいさつといたします。ありがとうございました。

では、議員各位は全員協議会に集まってください。

午後 1 時10分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員